

【別表1】

<p>運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書</p>	<p>税理士証票</p>	<p>写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書(船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証)、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証(警備員に関する検定の合格証)等)</p>	<p>戦傷病者手帳</p>	<p>カード等に電子的に記録された個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)を下記の方法により、提供を受ける者の端末等に表示させることにより確認 ・暗証番号による認証 ・生体認証 ・2次元バーコードの読取り</p>	<p>県から送付されるプレ印字申告書 個人番号関係事務実施者から送付される個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)がプレ印字された書類</p>	<p>手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書</p>
---	--------------	---	---------------	--	---	---------------------------------

【別表2】別表1が困難な場合には以下の書類のうち2つ以上

<p>公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p>	<p>学生証(写真なし) 身分証明書(写真なし) 社員証(写真なし) 資格証明書(写真なし) (生活保護受給者証、恩給等の証書等)</p>	<p>地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 納税証明書</p>	<p>印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し(謄本又は抄本も可) 住民票の写し、住民票記載事項証明書 母子健康手帳</p>	<p>特別徴収税額通知書(給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書) 退職所得の特別徴収票 納税通知書 源泉徴収票(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票) 支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書) 特定口座年間取引報告書</p>
---	---	--	--	---

【別表3】別表1の書類が困難な場合、租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときにいずれかの措置に代えることができる

<p>(ア) 公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書の確認</p>	<p>(イ) 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類に記載されている i 氏名、ii 生年月日又は住所、の確認</p>	<p>(ウ) 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の名義人の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認</p>	<p>(エ) 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認</p>	<p>(ア)～(エ)が困難であり、還付請求でない場合過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額 修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額又は税額等 更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額又は税額等</p>
--	---	--	--	---